

# 『御前於伽』と巷説

岡 島 由 佳

はじめに

都の錦の『御前於伽』は、元禄十四年十一月の自序をもち、十五年に刊行された浮世草子である。

本書の先行研究には、典拠を整理した川元ひとみ氏の「御前於伽」<sup>1</sup>考<sup>2</sup>や、都の錦が自己の学識を誇示するために『訓蒙故事要言』<sup>3</sup>を利用したという神谷勝広氏の研究が挙げられる。たしかに『御前於伽』には、中国小説を典拠とした話や『訓蒙故事要言』<sup>4</sup>を利用したとされる話も存在する。一方で、当世を映し出すような「題材も当時世間を賑わした話が多く」<sup>5</sup>あり、また「探偵的興味から現実の奇談とし怪異小説に採られた」といえる話も併せ持つ。

最近、平山聖悟氏は、「都の錦の嘶本『輕口はなし』は、「実体験に着想を得」た「直接の経験に基づく話」ではないかといふ説を提示している。本稿では、それに触発され、都の錦の経

験に基づくと思われる話を取り上げてみたい。

とりわけ『御前於伽』に登場する人物名に焦点を当て、考察していくことにした。

## 一、卷五の一について

川元ひとみ氏は、卷五の一を典拠不明としている。

本話の舞台は、摂津の有馬である。ここは古代から温泉地として知られた場所で、都の錦は次のように記している。有馬の素麺屋の藤という湯女が都の商人松屋何某と深い契を交わしたが、その後逢えないことに耐えかねた藤の思いが京都に帰つた松屋を恼ます。そのため、神道者を頼んで祈祷をすると、松屋に憑依した藤が口走り、恨みの数々を語るが、中臣の札を貼ると憑き物が離れ、病もたちまち良くなつた、と奥の坊半六が語つたという。

有馬の藤と商人松屋某の経緯については、『摂陽奇觀』が「有

馬の藤」の項に「いつの頃にか有馬二の湯素麺屋の藤といへる  
湯女京都の商人松屋某と契りしにめたりが彼男心かはりせし  
よし聞て生瀬川に身を沈め死靈京都へ至りて松屋某を惱せしよ  
し」と記しており、卷五の一の内容とほぼ一致している。もちろん、本話を引用した可能性も捨てきれない。

ところで、有馬の素麺屋の湯女藤とはいつたいどんな人物だつたのだろうか。まず、有馬の湯女は、「有馬名所鑑」（天和三年（一六八三）によれば、「一の湯二の湯に十坊づ、二十坊」<sup>〔6〕</sup>おり、そのうち、「大湯女といふは、或何坊のか」とよび、小湯女といへるは何坊のまつ、たけ、つるなど<sup>〔7〕</sup>と呼んでいたという。「さうめんやの藤」の名は、「有馬名所鑑」の「索麺屋 小湯女ふぢ」をはじめ、その他の有馬温泉史料に確認することができる。だが、「摂陽奇觀」に「藤は素麺屋の小湯女の通称也」とあるので、特定の人物ではなく、通称であつたことが分る。また、「一二之湯二十坊小湯女の名は古來不变にして、人はかはれども名は替らず、唯下大坊のなべ斗近年の鍋の字を除はざりて奉りて、しげと改め<sup>〔8〕</sup>たとし、憚りのある場合を除き、湯女の通り名は明治初年頃までつづいていたようであるので、やはり個人を特定することは難しいと言える。

次に、有馬の藤にまつわる資料としてももう一つ重要なものに注目してみよう。卷五の一末尾に引用される「松になりたや有馬の松に、藤にまかれてねとござる」という歌である。この歌が記されている史料中で時期が一番早いと思われるものとし

て、小野恭靖氏は「千種日記」を紹介している。<sup>〔1〕</sup>この「千種日記」<sup>〔2〕</sup>は天和三年に書かれたとされる紀行文で、その中の「摂州有馬留止記」において、有馬温泉に四月七日から二十七日まで逗留したことが記されている。「千種日記」では、有馬の藤に関する歌について、「此哥は近きころよりかう謡ひ侍りて、素麺やのふじ<sup>〔3〕</sup>を祝<sup>〔4〕</sup>かよそへしにや。此比は都にて女のかたびらも、この絵を染め侍る」と、松に関連した藤の花のデザインがこの頃流行していることを伝えている。鈴木棠三氏は、「有馬の地誌は寛文にすでに出版されているが、本書も同温泉の歴史資料として価値が高いもの」と評価しており、有馬の貴重な資料といえる。その「千種日記」に記された「松になりたや有馬のまつに藤にまかれてねと御座る」という歌は、有馬節と言われ、「はやり歌古今集」（元禄十二年（一六九九））にも所収されており、元禄年中の俳優道化方の古今新左衛門によつて歌い広めたものとして知られている。

この歌で有名となつた古今新左衛門について、「摂陽奇觀」の元禄十六年八月中旬の項に「亡妻姿を現す」とあり、「新著聞集」第十二の魂篇の話が挙げられている。それによれば、京都の狂言役者古今新左衛門は、元は江戸に居たが、理由があつて妻を連れて都に移り、そこで、ある遊女と深く親しむ。妻との間に三人まで子を設けていたにも関わらず、妻を遠ざけたため嫉妬の炎を燃やし、ついに亡くなつてしまつた。元禄十六年八月中旬、新左衛門が大坂へ引つ越すため用意した船に亡き妻

が姿を現す。新左衛門の同職の者たちが不思議に思いながらもやがて大坂に着くと、その妻の姿が消えたため新左衛門に語つて聞かせようと京都に引き返した所、同時に新左衛門は発熱し、ほどなくして亡くなつたという。

有馬節を世に広めた、古今新左衛門にまつわる奇談には、「御前於伽」卷五の一の湯女の藤と松屋何某をとりまく話との類似点が見いだせる。だが、古今新左衛門の一件は元禄十六年八月中旬と記すように「御前於伽」執筆より後に起きたことであり、図らずも似た出来事に遭遇してしまつたと考えるほうがよいだろうか。

以上、類似する話の存在を確認することができた。

## 二、卷五の一の「半六」について

では、都の錦は何をもとに卷五の一を書いたのであろうか。この話を語つたとされる奥の坊半六は存在するのか。その答えは、大坂奉行所の裁可を請う「湯泉神社所藏文書」の中に確認することができる。

攝州有馬郡湯山薬師堂温泉寺者、前々より宗派不知、無本寺ニ而御座候処、年久真言宗新儀京智積院末寺当所權現坊ニ預ケ來申候、向後智積院末寺ニ相究、跡以薬師堂温泉寺之儀、永々迄權現坊別當ニ仕度奉願候、被為仰付可被下候ハゝ、難有奉存候、以上、

湯山町  
権現坊

元禄十二年己卯年 四月朔日 順海判

同年寄

岸下又右衛門判

同

下大坊庄右衛門判

同 奥坊半六判

と記され、年寄の「奥坊半六」の判があるのだ。この文書によつて元禄十二年当時、「半六」という人物が実在していると指摘できる。内容は、攝州有馬郡湯山薬師堂温泉寺は、前々から宗派がわからなかつたが、元禄十二年に無本寺では具合が悪いといふことで、今後は京都の真言宗、智積院の末寺とし、薬師堂温泉寺は權現坊を別当にしたいという旨を述べているものである。

次に記すのは『御前於伽』より後の史料であるが、温泉寺晩鐘の銘に「半六」の名を見つけることができる。旧い銘は宝曆三年に焼亡してしまつたが、今の鐘の銘には、「宝曆八龍集戌寅九月二十三日」、「年寄奥坊余田半六高茂<sup>〔15〕</sup>」と記され、半六という人物が奥坊に居たことが証明できる。余田氏とは、「有馬

山温泉小鑑』（貞享二年（一六八五））の「温泉寺什物御靈宝」の中に、「今の十二坊は中興仁西上人吉野高原寺より川上氏・<sup>〔余田氏〕</sup>十二人ともなひたまふ氏の人、この所のあるじとなり」とあるように、宿坊を管理していたので、卷五の一の奥の坊半六にもつながるといえる。この奥の坊半六に関する内容は、「有馬節」の載る『千種日記』（天和三年（一六八三））には触れられていない。

よつて、「御前於伽」卷五の一は、実際に存在した半六を作品に盛り込んでいたと考えられるのである。さらに、卷五の一のみならず、「御前於伽」は、典拠を中国小説に借りながらも、全体を通して実際に見聞したもの踏まえている作品なのではないかと考へる。

### 三、卷二の四「古井に毒氣ある事」について

卷二の四は、江戸の牛込が舞台で、そこにある古井戸には毒氣があり、その井戸に落ちた井戸掘り二人が命を失ったというのがこの話の概要だ。

本話は、神谷勝広氏によつて『訓蒙故事要言』卷の一（十九）「古塚古井毒氣アリ」と「百」「古井殺ス人ヲ」の二話の順番を逆にして利用していると指摘されている。<sup>〔18〕</sup>都の錦が自身の学識をひけらかすために引いたと思われる「本草綱目」に時珍のいはく、「古井に毒あり」と記した一文も、『訓蒙故事要言』（十九）

九<sup>〔19〕</sup>「古塚古井毒氣アリ」の中に「本草ニ時珍ノ曰、古井ニ毒アリ」と書かれており、表現が一致していることを踏まえると、『本草綱目』を引用したのではなく、『訓蒙故事要言』の内容をそのまま作品に使用したというのが卷二の四の特徴であるといえる。

だが、「訓蒙故事要言」とは異なる箇所も存在する。大きく異なるのは、「枯井」が江戸の「牛込の邊皿屋敷」にある井戸であることと、地主の「岡半兵衛」という人物が登場することである。卷五の一と同様に、実在のものであるのか、検討を加えたい。

まず「牛込の邊皿屋敷」といえば、女中が主家秘蔵の皿を破損して自殺し、または慘殺され、その亡靈が現れて皿の枚数を悲しげに数えるという巷説が有名である。場所は江戸の番町や牛込、播州松江など諸説あり、皿屋敷が文献上に現れた最初は、元禄二年（一六八九）刊の『本朝故事因縁集』卷之二「雲州松江屋敷」と言われている。<sup>〔20〕</sup>はじめに、牛込と皿屋敷に関する記述を確認していく。

菊岡沾涼著『江戸砂子温故名跡誌』には、「牛込御門の内。むかし物語に云。下女あやまつて皿を一つ井の中におとす。その科により殺害せられたり。その念此所の井に残りて、夜ごとかの女の声して、一ツより九ツまで十をいはで泣きさけば。声のみありてかたちなしと也。よつて皿屋敷とよびつたへり。牛込御門台のかたはらにやしらあり。俗に皿明神と云とぞ。かの

女の靈をまつりたりといふ」とあり、さらに、屋敷の邸内の古井の傍らにお菊稻荷があつたことなど、牛込と皿屋敷との関わりは強い。<sup>(21)</sup>

皿屋敷に欠かせない井戸だが、なかでも牛込にあつた井戸について詳しく見ていく。まず、『江戸名所記』（寛文二年／一六六二）には「牛込村のほりかねの井ハ、これ武藏の名所なり、俊成卿の哥にむさしにハほりかねに井もあるものをうれしく水にちかづきにけりと、よめり、むかし繼母の讒によりて、

その父、わが子に、井をほらせけるが、いとけなかりければ、えほらで、死けるゆへに、堀かねの井、と名づけて、今にこれあり。ほりかねの井にハつるべもなかりけり又のミかねの水といふべく」と記し、掘兼井の絵を載せている。この堀兼の井を『紫の一本』（天和三年／一六八三）は、「牛込逢坂の下の井を云ふ」と記しており、牛込には、堀兼の井があつたことがこれらの史料で確認できる。『牛込区史』によれば、「堀兼の井と称するものは、埼玉県堀兼村を始め他にも数所あるとのことで、定かなことはわからない」としながらも「堀兼井は船河原町九番地の路傍にある井だといひ傳えてゐる」と紹介する。

自證院殿の實父岡半兵衛重政は、初蒲生飛驒守氏郷に仕へ、四萬石を領し、奥州津川の城主たり、氏郷死後、嫡子松平下野守忠郷の代に至て、重政母儀の勘當を得て浪牢屋敷附に往古より有之候得共町方持にて唱無之他所にては堀兼の井と相唱候者も有之由に候得供右堀兼と相唱候は牛込富士見馬場久保平左衛門屋敷之内の由にて当所にては無御座候」と記している。よつて、牛込富士見馬場にある久保平左衛門屋敷は

内にあつたということである。久保平左衛門の名は、『江戸雀

田御門より赤坂御門、山王永田町、ため池、虎之御門、櫻

また、延宝年中から天和二戌以後の地図に久保平左衛門屋敷は存在する。

その屋敷内の井戸にまつわる奇談は確認できないが、『御前於伽』の刊行時に本話の舞台である牛込に井戸があつたことは間違いない。

#### 四、「岡半兵衛」と「井戸」

ここで、秘蔵の猫を誤つて井戸に落としてしまつた「岡半兵衛」という人物について述べていきたい。岡半兵衛は実在する人物をモデルにしているのだろうか。

『玉輿記』（安永十年／一七八一）の「自證院殿の傳」によれば、岡半兵衛について以下のように記している。

自證院殿の實父岡半兵衛重政は、初蒲生飛驒守氏郷に仕へ、四萬石を領し、奥州津川の城主たり、氏郷死後、嫡子松平下野守忠郷の代に至て、重政母儀の勘當を得て浪牢屋敷附に往古より有之候得共町方持にて唱無之他所にては堀兼の井と相唱候者も有之由に候得供右堀兼と相唱候は牛込富士見馬場久保平左衛門屋敷之内の由にて当所にては無御座候」と記している。よつて、牛込富士見馬場にある久保平左衛門屋敷は

いへども、御免を不<sup>レ</sup>蒙して、終に奥州に於て卒す。

と。また、

一説に、岡半兵衛は三萬五千石を領し、津川の城を守る、本國勢州松坂邊にて始て片岡と名乗る、江州に住居し、故有て岡氏に改稱し、氏郷に勤仕す。(略)重政は飛驒守秀行の代にて、津川の城を相守り二萬石領し、秀行に無雙の出頭人にて、蒲生源右衛門郷成と權を争ひしが、源右衛門始主人のにくみを受て、小倉作右衛門とともに浪人す。同十八丑年五月十日、津川の城主にて三萬五千石を領すと有、然るに忠郷の母儀の命をそむき、將軍家より改易有て、半兵衛は駿府に趣き頻に歎訴すといへども不<sup>レ</sup>叶終に卒しぬ。<sup>〔29〕</sup>

と書かれている。

この資料から、岡半兵衛は蒲生秀行の家臣であり、自證院の父であることがわかる。自證院は、江戸時代前期、徳川家光の側室で、お振の方と言われた人物だ。

このお振の方には、菩提のために開創した精舎がある。現在の新宿区富久町にある自證院は、当初、牛込梗町にあつた。開山は日須。開基は尾張藩主徳川光友室千代姫の母於振の方で、寛永一七年(一六四〇)於振の方が没するとこの寺に葬られた。<sup>〔30〕</sup>

ここで注目したいのは、岡半兵衛の娘の菩提寺、自證院には

井戸があつたということだ。『紫の一本』には、その「蜘蛛の井」と呼ばれる井戸について詳しく述べている。それによれば、「四谷自性院の寺内にあり」、「井に用ひて汲みて飲む者、すなはち死去」と奇談を持つ井戸であるのだ。

岡半兵衛から連想できるお振の方。その自證院には井戸があり、毒にあたつて死んだ者もいたという。

こう見てくると、都の錦が作品に取り込む巷説は、元の素材をあまり改變せず利用しているといえるのではないか。また、巷説を利用した一話には誰かを特定、あるいは暗示する人物名が登場することから、登場人物名が鍵になつてゐると思われる。

### 五、卷三の三の「吉田三位殿」について

卷三の三の典拠も不明とされている。梗概を以下記す。安芸の国の神主の娘玉千代を恋忍んだ傍輩の神職高間左近は、遊山の途中、ひそかに屋敷に招き入れ、二人は結ばれる。高間左近は官位を望み上京し、帰途の舟中、病死してしまう。それを知った玉千代は鳴瀬川に身を投げるが、岩根にかかっているところを助けられる。その後、玉千代は剃髪して法名を妙金とし、巣島のほとりに庵を構え、菩提を弔つたという。

この話に出てくる「娘入道具といへる草子」は、『元禄大平記』卷六の二でも触れているものの、「女性教訓書らしいが未詳で、また尼についても不明」とされる。

本話では、「吉田三位殿」という人物に注目したい。「傍輩の神職高間左近」は、日頃から官位の望みがあつて、内々に「吉田三位殿」に願つておいたところ、「早くのぼりて本意を遂よ」と、京都からの催促があつたという。ここに出てくる「吉田三位殿」であるが、これは誰のことを指すのであるうか。

『公卿補任』（元禄元年（一六八八））の項に、吉田と名乗る従三位には吉田兼連という人物名が記されている。『新撰公家要覧』（元禄二年（一六八九））でト家にある名前は一名で、「吉田左兵衛督 従三位ト部兼連朝臣」と記されている。官位は元禄十二年（一六九九）の『公家鑑』に至るまで同じであった。元禄十三年（一七〇〇）になると、「吉田三位兼敬」と改名し、官位は卷三の三の表記と同じになる。元禄九年（一六九六）からは、「同ク侍従兼章」も記載されるようになるが、こちらは「正四位下」という官位であるため、作品が書かれた時期に一致する「吉田三位殿」とは吉田兼連という人物を指しているのではないかと考える。

元禄元年以前の資料には吉田兼連についてどのように書かれているのだろうか。『御公家分限紋尽』（寛文七年（一六六七）には「七百石 吉田兼連殿 未<sup>ニ</sup>十五」「侍従」と記されている。『新版 寛文御公家分限紋尽』（寛文八年（一六六八））、『懷中 正極 江戸鑑』（延宝二年（一六七四））、『江戸鑑』（延宝五年（一六七七））も官位は同じく「侍従」である。天和二年（一六八二）『太平京鑑』になると、「藏人御従四位上侍従」と変わ

り、『太平京鑑』（天和三年（一六八三））、『官位補略』（貞享二年（一六八五））も同じ内容である。貞享三年（一六八六）『新撰公家要覧』では「正四位下」と記す。<sup>33</sup> この「吉田兼連」が「従三位」として記されるのは、元禄元年（一六八八）以降であるということがわかった。

よつて、『御前於伽』の卷三の三「神主娘貞女を立る事」に登場する吉田三位殿が吉田兼連であれば、元禄元年以降の情報を作品に取り込んでいることになる。さらに、厳密に言えば、先に記したように元禄十三年（一七〇〇）の表記が本話と一致するのである。

この吉田兼連とはどのような人物なのだろうか。吉田兼連は、神祇管領長上吉田家の当主で、承応二年（一六五三）十月二十二日に吉田兼起の子として生まれた江戸時代の神道家である。幼名は万丸、のち兼連と改め、さらに元禄十年（一六九七）十二月に兼敬と改められたとされる。五歳の時、父兼起が四十歳で没し、幼少にして家を継ぎ、周囲によき補佐役を得て神道の教養を深め、寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度により神道界における吉田家の法的権威を確立した人物である。侍従、左兵衛督、神祇権大副などを経て、享保十四年（一七二九）十二月、正二位に叙せられ、同十六年十二月十七日、七十九歳で死去している。<sup>34</sup> 「兼俱以下吉田家歴代の肖像画」には、「正二位兼敬卿寿像」が載せられているが、この裏書きに「享保十五年庚戌歲（一七三〇）七月一日、成就之。兼敬卿七十八歳之像。

尤以二直御鉢一写之。宅間勝助筆」と記してあることにより、死去したとされる一年前の様子を伝えている。

吉田三位殿が吉田兼連（兼敬）だとすると、都の錦はどこでこの人物の情報を知ったのであらうか。

『三曉庵談話』の中で、「流人鉄舟（都の錦別名）は吉田家社人の由、御国へ被レ為レ下候節、船中にてつれぐ草のみ見候故、船中宰領人も講釈いたし候様申候得ば、先、神道にてよみきかせ可レ申とて、始終神道にて講釈終り又仏道にて同前よみ終候」と薩摩藩の絵師木村探元（狩野探信門）が談じたと波多江種一氏が紹介したことを受け、山本卓氏は、「自らを語るに饒舌ともいえる都の錦ながら、第三者が記す伝記資料は伝存稀で」「その信憑性はいざ知らず、本人はそう自称するなり、船中の現場を実見した人物をして信じさせ<sup>(35)</sup>うる一種の説得力を、流人鉄舟（都の錦）は有していたのだろう」と論じている。これらの記述から、吉田三位殿について知っているのは、吉田家社人であるからだと考えられるのではないか。

以上のことを整理すると、卷三の三においても、実在する人物の情報を取り入れ、実際に見聞した内容を踏まえて作られていくと考えるのである。

## 六、卷二の一「塩竈の商人船上にて災に逢事」について

以下は十分な確証を取れないが、記しておく。

卷二の一「塩竈の商人船上にて災に逢事」は典拠が野間光辰

(35)

氏によつて指摘されている。下敷きにしているのは『智恵鑑』卷三の九「楊評事人を殺す船人を知事」であり、西鶴の『新可笑記』卷三の二「國の捉は知恵の海山」も同様である。これを踏まえた上で神谷勝広氏は、『智恵鑑』卷三の九と『訓蒙故事要言』卷の九（「三四四」「趙三官逢レ害」）とを比較し、『御前於伽』は『訓蒙故事要言』に依つていることを指摘している。

卷二の一の典拠の利用の仕方は、卷二の四「古井に毒氣ある事」と同様で、典拠と異なるのは登場人物名であり、それ以外の内容に大きな違いを見つけられない。登場人物名のなかでも「八田宗太夫」という奉行の名前に注目していく。『八田家文書』によると、八田家は、代々大坂東町奉行所の与力を勤める家筋で、証文役や盜賊吟味役、同心支配役などさまざまな役職を担当したという。曾根ひろみ氏の纏められた八田家の家譜を参考にすると、元祖とされる初代鈴木茂左衛門は権現様御代の時に土蔵番として召し抱えられ、二代目の五郎左衛門は、慶長十四年に久貝忠三郎の徒となり、慶長十九年、大坂の両陣に御供して八田と改姓している。元和五年、久貝忠左衛門が初代大坂町奉行に命じられた時に与力となり、承応元年に二代目が病死すると、八田弥三右衛門が組入している。その三右衛門が寛文元年に病死すると、次の四代目八田伴右衛門がその後を組入しておらず、代々八田家は大坂町奉行所の与力を勤めたことがわかる。

曾根ひろみ氏は、「裁判における吟味与力の役割は、裁判過程における一部分を受けもつといった程度のものではなく、裁

許場で奉行とともに公事訴訟を聽くことにはじまり、最終的に

は量刑を含む伺書の作成に至るまで一貫して関与しており、極めて総括的なものであった」としている。そういった役割を踏まえたうえで、「八田」を作中に使用したのかは不明だが、八田家は、代々 大坂東町奉行所の与力を勤める家筋であったことは間違いないので、その情報を奇談にする際に利用したかといった推測も成り立つのである。

ここまで見てきたように、『御前於伽』に登場する人物に視点を当てるに、『御前於伽』の奇談には、当世を匂わす人物が配置されていると言えるのである。よって、執筆当時ににおける、都の錦の経験に基づく話が加味されていると思われる。

### おわりに

以上、本稿では『御前於伽』における典拠不明の巻に登場する人物名を中心に検討してきた。整理すると、都の錦は、『御前於伽』の話の中において、実在する人物や実話を取り込んでいるということが明らかとなつた。

従来、『御前於伽』の出典は中国小説に典拠を借り、「直接の典拠や、典拠と言えないまでも確実に参照したであろうと考えられるものが多く含まれていた」とされてきた。だが、そこには自己の体験や見聞が取り込まれていたのだ。中国の典拠を参考にしつつも、見聞に基づいて語る手法は、『御前於伽』における都の錦の一特徴といえるだろう。

### 注

(1) 川元ひとみ「都の錦『御前於伽』考」(『芸能文化史』九、平成一年3月)

(2) 神谷勝広「都の錦と『訓蒙故事要言』」(『名古屋大学国語国文学』六六号、平成二年七月)

(3) 『日本古典文学大辞典』『御前於伽』の項目(野間光辰氏執筆)。

(4) 太刀川清『御前御伽婢子』(『近世怪異小説研究』所収、笠間書院、一九七九年)

(5) 平山聖悟「都の錦と瞬本—舌耕者としての一側面」(『雅俗』第十三号、平成二十六年七月)

(6) 『撰陽奇観』(『浪速叢書』所収、名著出版、大正十五年)

(7) 『有馬名所鑑』(『近世文学資料類聚』古板地誌編二一(有馬地誌集、勉誠社、一九七五年)

(8) (7) に同じ。

(9) (6) に同じ。

(10) 『有馬山温泉記追加』(河合章堯、正徳六年(一七一六))

(11) 小野恭靖「有馬節と版本『ありまぶし』」(大阪教育大学紀要第一四六卷第二号、一九九八年一月)

(12) 『千種日記』(鈴木榮三、小池章太郎編、古典文庫、一九八四年二月)

(13) 鈴木榮三『近世紀行文芸ノート』(東京堂出版、一九七四年六月)

(14) (6) に同じ。

- (15) 風早拘『有馬温泉史料』下巻（名著出版、一九八八年十月）
- (16) 『有馬郡誌』上巻（名著出版、一九七四年三月）
- (17) 『有馬山温泉小鑑』（貞享二年（一六八五））
- (18) (2) に同じ。
- (19) 『訓蒙故事要言』（和製類書集）所収、国書刊行会、一〇〇一年十二月
- (20) 小二田誠二「実録体小説の原像——『皿屋鋪辨疑錄』をめぐって——」『日本文学』三十六、一九八七年十二月
- (21) 菊岡沾涼『江戸砂子温故名跡誌』（享保十七年（一七三三））
- (22) 『西鶴と浮世草子研究』第三号（笠間書院、二〇〇七年十一月）
- (23) 浅井了意『江戸名所記』（『江戸叢書』所収、江戸叢書刊行会編、日本図書センター、一九八〇年二月）
- (24) 「新編日本古典文学全集 紫の一本」（『近世隨想集』所収、小學館、二〇〇〇年六月）
- (25) 『牛込區史』（牛込区編纂、臨川書店、一九八五年十一月）
- (26) 『御府内備考』第三（蘆田伊人編、雄山閣、一九五八年三月——一九五九年九月）
- (27) 『江戸雀』（『江戸叢書』所収、江戸叢書刊行会編、一九一六年一九一七年）
- (28) 『江戸城下変遷絵図集』（幕府普請奉行編）御府内沿革図書原書房、一九八八年三月）
- (29) 『玉輿記』（柳嘗婦女伝叢）所収、国書刊行会、一九一七年）
- (30) 『日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年十二月）
- (31) 『日本歴史地名大系』「東京都の地名」（地方資料センター編集、平凡社、二〇〇二年七月）
- (32) (24) に同じ。
- (33) 若木太一「自伝の風景——都の錦の西鶴受容——」（『江戸文学』第一卷第四号、一九九〇年一月、ペリカン社）
- (34) 『江戸幕府役職武鑑編年集成』所収、東洋書林、一九九九年五月
- (35) 薩田稔、橋本政宣編『神道史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年七月）
- (36) 『神道史の研究』宮地直一博士三十年祭記念論文集（国学院大學神道史学会編、叢文社、一九八〇年十一月）
- (37) 山本卓「都の錦と神道講釈」（『舌耕・書本・出版と近世小説』所収、清文堂、平成二十二年十月）
- (38) 野間光辰『西鶴新攷』（岩波書店、一九八一年八月）
- (39) (2) に同じ。
- (40) 『八田家文書』（神戸市立博物館館蔵品目録）所収、神戸市立博物館、一九九四年三月）
- (41) 曾根ひろみ氏「与力・同心」論——十八世紀後半の大坂町奉行所を中心にして（神戸大学教養部紀要『論集』四十、一九八七年十月）
- (42) (41) に同じ。
- (43) (1) に同じ。